

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

回答（犬山市）

（陳情団体） 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 様  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

訪問日時 平成21年10月28日(水) 14:45～15:45

場所 第3会議室

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。（福祉課回答）

《回答》

生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。（財政課回答）

《回答》

各種臨時交付金についての国への要望については、各所管課と連携をとり、市長会や県の関係機関を通じ実施していきます。また、市町村独自の施策の実施については、住民サービスの低下を招くことのないよう、総合的に判断してまいりたいと考えます。

- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。（収納課回答）

《回答》

現在、行政サービスを制限する条例を導入する予定はありません。

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障について（長寿社会課回答）**

**(1) 介護保険について**

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象として、扶養状況や居住及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な資産の所有がないかどうかの状況等を個別に勘案した上で、第1段階の保険料と同額まで引き下げをする独自減免制度を実施しています。

また、平成21～23年度の介護保険料は前期(平成18～20年度)と比べ平均7.5%引き下げし高齢者の負担軽減を図っています。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

低所得者に対する負担の軽減措置として、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、旧措置入所者の利用者負担額の特例措置を実施しています。また、震災、火災等の災害により被害を受けた場合や所得が著しく減少する場合には、利用料及び保険料を減免する制度があります。

- ③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

《回答》

介護認定審査会には制度開始当初から認定調査員が同席し、審査会委員から質疑があった場合には、対象者の状態をできる限り正確にお伝えし、より現状に即した情報提供を行うことにより、適切な審査判定をしていただいています。

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

《回答》

訪問調査の予約の際や調査時に調査内容や認定審査についてご説明しています。

- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

《回答》

訪問調査は、市の職員が実施しており、調査方法が見直されるつど、県の研修を受講するとともに調査員が自主的に勉強会を実施しています。また、認定調査を受託する事業者には、同様に県の研修を受講していただいています。

- ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

第4次介護保険事業計画において、小規模多機能居宅介護、認知症対応型通所介護を各2か所の開設を見込んでいます。助成は、国の介護基盤緊急整備臨時交付金を活用する予定です。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護サービス従業者の研修は愛知県が行っています。また、県が介護職員処遇改善交付金(仮称)により直接事業者へ賃金の支援を実施する予定です。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1～5回栄養士の作成する献立に基づいた昼食を配達しています。なお、料金については、現状維持に努めます。

また、閉じこもり予防を目的とする介護予防事業として、特定高齢者を対象に介護予防生きがいサロン事業を実施しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

外出支援の一環として65歳以上の方全員に施設利用券を配布し、身近な老人福祉施設などの利用を促すとともに、85歳以上の希望者には、月4枚のタクシー利用券を交付しています。なお、交通空白地帯の解消や高齢者の外出支援のため、コミュニティバス路線の見直しを図り利便性の向上を図っています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

高齢者の集まりの場への援助としては、各地域の老人憩いの家、老人福祉センターを活用して高齢者の閉じこもり予防を目的とした生きがいサロン事業を実施しています。

なお、今後も市民ニーズを把握しつつ国の動向も踏まえ、高齢者福祉施策の充実に努めます。

## (3) 障がい者控除の認定について(長寿社会課回答)

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

要介護1～5の認定を受けている者のうち市が有する認定資料により障がいの程度が確認できる場合に認定し、すべての要介護認定者を控除の対象とすることはできません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

市広報で周知するとともに、控除対象者には個別に案内文書を送付し、周知徹底に努めています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(保険年金課回答)

《回答》

現状では困難と考えます。

なお、ひとり暮らしの非課税者については、県の補助制度が廃止された昨年8月以降も、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としています。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。(保険年金課回答)

《回答》

現状では困難と考えます。当面、国の動向を見守りたいと考えます。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。(保険年金課回答)

《回答》

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。(保険年金課回答)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。(健康推進課回答)

《回答》

ワクチンの有効性・安全性、経費等、国の動向や研究結果をみながら、検討していきます。

## 3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(保険年金課回答)

《回答》

本市では、厳しい財政状況の中ではありますが、本年7月から通院について小学校1年生まで拡大をしたところ です。

更なる拡大については、財源の確保が最大の課題となりますが、市の全体の施策や子どもに関する施策の中で、総合的に検討を進めていく考えです。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(健康推進課回答)

《回答》

妊婦健診においては、平成21年度公費負担回数を5回から14回に拡大しました。  
また、県内広域的に妊婦健診を実施するため、県市長会及び県町村会を通じ、県医師会と国基準と同様の健診内容での実施に向けて現在協議をしています。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。(健康推進課回答)

《回答》

ワクチンの有効性・安全性、経費等、国の動向や研究結果をみながら、検討していきます。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。  
また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(学校教育課回答)

《回答》

生活保護基準の1.2倍で行っています。  
申請の受付は市教育委員会及び学校で受け付けています。

#### 4. 国保の改善について(保険年金課回答)

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

平成20年度につきましては、大幅に繰入を増額し、平成21年度についても同水準の繰入を予定しています。減免につきましては、平成14年度に緊急対策として拡充した内容の要綱に基づき、引き続き継続して実施していきます。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

現状では困難と考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

近隣市の制度を研究する中で検討します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

県下市町の減免基準や一般の市民感覚を勘案すると、ここまで拡大することは困難と考えます。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

他の納税者とのバランスから、全くペナルティが無いことが最善とは考えておりませんが、医療を受ける権利を保障するという観点に立ち、国規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。現在、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

《回答》

滞納額や年数などが一定の基準以下であれば、正規の保険証を発行しています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

徴収や滞納処分をする上で生活状況や財産の調査は欠かせません。ご指摘のとおり、生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平の見地から厳しい処分を行っていきます。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

《回答》

医療機関で支払う一部負担金の減免につきましては、現在実施しておりませんので、実施に向けて検討を進めます。

## 5. 障がい者施策の充実について(福祉課回答)

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

《回答》

障害者自立支援法に基づいた利用者負担が設定されていますので、現状では、市独自の軽減は困難と考えます。しかし、本人負担が重くならないよう度重なる国の軽減措置は講じられています。加えて、精神通院については精神保健福祉手帳所持者の自己負担分を市独自(1・2級所持者は自己負担分の1/2 県・1/2 市)で減免を行っています。また、精神障害者医療(入院)についても自己負担分を同様の減免を行っています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

《回答》

すべてのサービスの利用料をなくすことは、難しいと考えます。しかしながら、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないように、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

《回答》

市単独で行うことは困難なため、国・県の補助基準に基づき負担します。

## 6. 健診事業について（健康推進課回答）

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》

現在、特定健診、歯周疾患検診は、委託料の約1割、各がん検診は個別・集団とも委託料の約2割前後の自己負担金を徴収していますが、後期高齢者及び生活保護受給者などについては、健診等により自己負担金を免除しています。

また、実施期間は、医師会や歯科医師会と協議し、現在6月～10月に実施しています。今後、受診者の申込み状況等を勘案しながら、医師会や歯科医師会と協議し、実施期間や集団検診・医療機関検診の拡大を検討していきます。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

《回答》

現在、20～39歳までの方を対象に、歯科検診も併せて自己負担1500円で健康診査を実施しています。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

《回答》

20年度から、40歳から74歳までの方全員を対象に、自己負担300円で実施しています。

また、歯科医師会に委託して、歯の健康センターを年2回開催し、その中で、年齢に関係なく無料で歯周疾患検診を実施しています。

## 7. 生活保護について（福祉課回答）

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生存権の確保を基本として、生活保護申請は適正に受理しています。また、保護の必要な人には、開始の決定をし、速やかに扶助費の支給をしています。

- ②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

《回答》

稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することはありません。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

《回答》

社会福祉法で定められた現業員数を配置しています。

## 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解

体をやめ、民営化は凍結してください。(保険年金課回答)

《回答》

国において、ねんきん特別・定期便の実施、台帳の突き合わせなどの年金記録問題への取り組みや、社会保険庁改革関連法に基づく組織体制の見直しが進められてきましたが、政権交代により方針の変更も想定されますので、その動向を見守っていきます。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。  
(保険年金課回答)

《回答》

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に多くの問題点があり、制度改革が必要との認識に基づき、増大する高齢者の医療費を社会全体で支え、世代間の負担の明確化と公平化を図ることで、国民皆保険制度を堅持するために創設された制度であると考えます。

創設後1年半が経過し、ようやく定着してきている状況下での廃止は、被保険者や現場により一層の混乱を招くのではと危惧しますが、当面は国の動向を見守りたいと考えます。

なお、国民健康保険への国庫負担につきましては、機会をとらえ要望してまいります。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。(長寿社会課回答)

《回答》

国へは、機会を捉えて要望してまいります。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。(保険年金課・健康推進課回答)

《回答》

誰もがどこに住んでいても、安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきとの考えの下、国の責任において子ども医療費の助成制度を早期に創設するよう市長会を通じて要望をしています。

妊産婦健診については、3-②に同じ

⑤消費税の引き上げは行わないでください。(税務課回答)

《回答》

今後とも国の動向を注視してまいります。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(保険年金課・健康推進課回答)

《回答》

社会保障費年2、200億円の削減方針については、政権交代後の動向を見守っていきます。

医師・看護師不足の解消については、機会をとらえ、要望してまいります。



⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。(福祉課回答)

《回答》

政権交代による国の動向を見守っていきます。

⑧介護保険サービス利用者として、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。(福祉課回答)

《回答》

介護保険の利用を優先としておりますが、介護保険制度にはないサービスや、障害者の特性により必要となる支援については、障害者福祉制度によるサービスが利用できます。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。(保険年金課回答)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いが継続されるものと考えます。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(保険年金課回答)

《回答》

当面、政権交代による医療施策に関する国の動向の変化を見極めたいと考えます。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。(保険年金課回答)

《回答》

県ではなく、本来、国施策として実施すべきと考えますので、国に対して機会をとらえて要望していきたいと考えます。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。(保険年金課回答)

《回答》

本年2月13日に開催された愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、広域連合長から「愛知県に対し健康診査事業への費用負担は要望していないが、今後の制度の実施状況を勘案しながら、必要に応じ対応してまいりたいと考えている。」との答弁がなされていますので、その動向を見守りたいと考えます。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(保険年金課回答)

《回答》

国に対して、誰もがどこに住んでいても、安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきとの考えの下、国の責任において子ども医療費の助成制度を早期に創設するよう市長会を通じて要望をしています。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。(保険年金課回答)

《回答》

県ではなく、本来、国施策として実施すべきと考えますので、国に対して機会をとらえて

要望していきたいと考えます。

- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。(保険年金課回答)  
《回答》

精神障害者医療費助成制度の県補助対象を、身体障害者・知的障害者と同様に一般疾病も含め全疾患助成に拡大するよう、11月17日に開催が予定されています県・市懇談会で要望書を提出する予定です。

- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。(福祉課回答)

《回答》

障害者自立支援法の制度の中で実施すべきものと考えます。

地域生活支援事業については、事業毎に自己負担額が軽減されるように設定しております。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。(保険年金課回答)

《回答》

本年2月13日に開催された愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、広域連合長から「愛知県に対し健康診査事業への費用負担は要望していないが、今後の制度の実施状況を勘案しながら、必要に応じ対応してまいりたいと考えている。」との答弁がなされていますので、その動向を見守りたいと考えます。

- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

(保険年金課回答)

《回答》

低所得者の負担軽減として、保険料については、均等割額を7割、5割、2割軽減する制度に加え、特別対策により均等割額を9割軽減する制度等が、一部負担については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度がそれぞれ設けられていますので、その推移を見極めたいと考えます。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(保険年金課回答)

《回答》

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、広域連合においてもこの方針に基づき、市町村とも連携を図り、適切に対応されると考えます。

- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。(保険年金課回答)

《回答》

広域連合において、後期高齢者医療に関する意見交換の場として被保険者の方等を対象に医療制度に関する懇談会を開催していますし、本市でも窓口等で被保険者のみなさんからいただいたご意見を広域連合へ伝えるよう努めています。